

名進研小学校同窓会会則

第 1 章 総 則

第1条（名称） 本会は、学校法人名進研学園名進研小学校同窓会と称する。

第2条（事務局）事務局本部は、名進研小学校内に置く。

第 2 章 目的及び事業

第3条（目的） 本会は、会員相互の親睦と母校の発展を図ることを目的とする。第

4条（事業） 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- 1 母校や会員に関する情報の提供（メールマガジン）
- 2 会員名簿の作成
- 3 ホームカミングデー等の開催
- 4 母校の事業の後援
- 5 その他目的達成のために必要と認められる事業

第 3 章 会 員

第5条（会員） 本会は、次の会員をもって構成する。

- 1（正会員） 本会は、名進研小学校の卒業生及び入会を希望する在籍経験者をもって組織する。
- 2（保護者会員） 会員の保護者が会員に代わって会務を代行することができる。
- 3（特別会員） 名進研小学校の現教職員並びに旧教職員

第6条（会費） 正会員は、永年会費として、30,000円を卒業時に納入するものとする。

第7条（身上の異動） 正会員は、その住所、氏名、学校、勤務先等に異動を生じた場合は、会員名簿補正のため、本校ホームページの同窓会ページにて変更するものとする。

第 4 章 役 員

第8条（役員） 本会は、次の役員を置く。

- 1 会長 1名
- 2 副会長 3～4名（内1名は、学校関係者とする。）
- 3 幹事 卒業年次ごとに若干名
- 4 会計 若干名（内1名は、学校関係者とする。）
- 5 監査 若干名

なお、会長の委嘱により、顧問、書記を置くことができる。

第9条（役員の任期） 役員の任期は、3年とし、再任を妨げない。

第 5 章 会 議

第10条（会議） 本会の会議は、総会・役員会とする。

第11条（総会） 総会は、5年に1回開催するものとする。

第12条（臨時総会） 臨時総会は、役員求めに応じ、会長が召集することができる。

第13条（役員会） 役員会は必要に応じて開催するものとする。

第14条（議決） すべての会議の議決は、出席者の過半数によって決定する。

第 6 章 会 計

第15条（経費） 本会の経費は、会費、寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

第16条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第17条（支出） 会費の支出は、次の事項による。

- 1 母校や会員の情報提供に関わる通信費
- 2 会員名簿の作成などに関わる諸経費
- 3 会議費及び事務に関する経費
- 4 その他本会の目的に沿う事業費

第 7 章 付 則

第18条（会則の変更） 本会則の変更は、総会の議決によるものとする。

・本会則は、平成30年5月1日より施行する。